



やまもと事務所 News No. 60

今回の menu

- I.大切な3つの手続き II.コロナワクチン接種～会社の対応～
III.コロナ関連助成金・支援金 IV.老齢年金 IV.労災事故にご注意！

I. 大切な3つの手続きを今年もお忘れなく！

手続き	内容
① 労働保険 年度更新	労働保険（労災保険・雇用保険）の前年度（2020年4月～2021年3月）分の確定保険料、今年度の概算保険料の計算をして、納付する手続きです。（7月12日までに届け出・納付）
② 社会保険 算定基礎届	年に一度、4月・5月・6月に支払われた給与額をもとに9月分からの社会保険料を見直す手続きです。（7月12日までに届け出）
③ 源泉所得税 納付	原則として従業員10人未満の納期の特例の適用を受けている会社が、半年分の所得税を納付する手続きです。（7月12日までに納付）

II. 新型コロナワクチン接種がはじまっています ～会社としての対応のポイント～

★ワクチン接種を義務付けられる？

ワクチン接種は、「最終的には個人で判断すべきもの」
事業主が命令することはできませんが、接種を勧奨することはできます。

ただし、「ワクチン接種ができない方」「接種に注意が必要な方」への配慮を忘れずに！

注）会社側のリスクとしては、接種できない方や注意が必要な方に対して強い接種勧奨を行い、それが原因として健康障害等が発生してしまった場合は、「安全配慮義務違反」として責任を問われる可能性も考えられます。十分ご注意ください。



★ワクチン接種の時間、副反応がでたときの対応は？（よくある対応例）

<当日>

ワクチン接種の時間 → 労働時間とする OR 特別有給休暇 OR 年次有給休暇

<翌日以降>

副反応で業務に支障がある場合 → 特別有給休暇 OR 年次有給休暇

家族の接種への付き添い対応、接種のスケジュール調整（繁忙期は避ける、副反応を考慮し一斉に受けないなど）も考慮しましょう！

会社は個人のワクチン接種に勧奨できても干渉できない…とはいえ、会社としては「安全安心な職場環境の整備」という観点からも、ぜひ接種してほしいところです。従業員が少しでも接種しやすいように上記のような対応策をご検討されてはいかがでしょうか

Ⅲ. コロナ関連助成金、支援金のご紹介

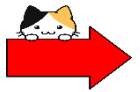


雇用調整助成金（助成率が変わりました）

- ・期間 5月1日～8月31日まで延長予定
- ・日額 一人当たり 上限 15,000⇒13,500円



月次支援金申請スタート（詳細は右ページをご参照ください）



- ・期間 4月分／5月分：6月16日～8月15日まで
6月分：7月1日～8月31日まで
- ・給付額 中小企業 上限20万円／月 個人事業主等 上限10万円／月

すでに「一時支援金」を受給した事業所も申請ができます。

地方公共団体（各都道府県・市町村）の要請に応じ、協力金の支給を受けた飲食店は対象外です。



千葉県中小企業等事業継続支援金

支援金の詳細、申請方法、受付期間、申請書類等については、7月中下旬県のホームページにおいて公表予定です。

- ・支給対象 千葉県内に本店または主たる営業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～7月までのいずれかひと月の売上が、前年または前々年と比較して30%以上減少した中小企業等、個人事業者等です。
- ・支給額 中小企業等 20万円 個人事業者等 10万円
※支給要件を満たす場合に、一律定額で支給となります。
- ・申請受付予定 8月上旬開始予定

国の月次支援金の支給対象となっても、県の支給対象要件に該当すれば申請可能です。但し、千葉県感染拡大防止対策協力金（飲食店、大規模施設・テナント等）の支給対象となっている方は、対象外となります。

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ➡ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上ー2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単（2 STEPのみ）になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

**事前確認が不要！
その他書類が不要！**

STEP2 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

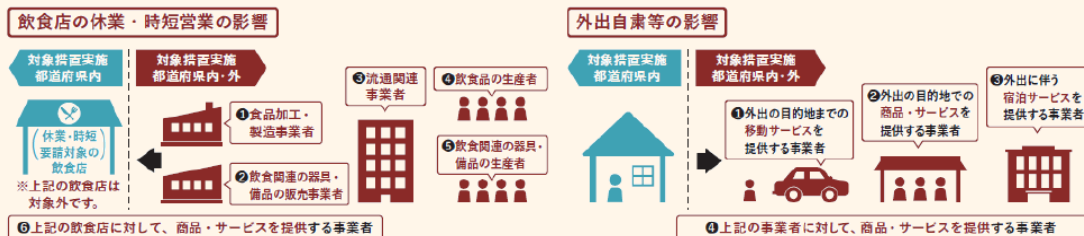
①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4

② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間

4月分/5月分：2021年6月16日 ～ 8月15日

6月分：2021年7月1日 ～ 8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

IV. 働きながらもらう年金 ～在職老齢年金～

60歳～65歳未満の方、65歳以上の方で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受け取る時は、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。

注) 60歳～65歳未満と65歳以上の場合では、在職老齢年金の支給停止の計算方法が異なります。

例) Mさん 会社員・男性の場合

Mさんは、昭和33年6月1日生まれの**63歳**です。Mさんの老齢厚生年金額は108万円(*1基本月額9万円)です。給与は、220,000円、賞与はなし(*2総報酬月額相当額22万円)の場合、年金はいくらもらえるでしょうか。

・年金支給停止額(22万円+9万円-28万円)×1/2=15,000円(月額)

→**年金支給額**(基本月額)9万円-(年金支給停止額)15,000円=**75,000円(月額)**



Mさんの月額収入は、給与220,000円と老齢厚生年金75,000円で**295,000円**となります。

*1 年金額(年額)を12で割った額

*2 毎月の賃金(標準報酬月額)+1年間の賞与(標準賞与額)12で割った額

★60歳～65歳未満の方は、基本月額+総報酬月額相当額の合計が28万円以下の場合、老齢厚生年金は、全額支給となります。

★65歳以上の方は、基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下の場合、老齢厚生年金は、全額支給となります。

V. 労災事故が増えています！

4月30日に厚生労働省が発表した令和2年度労働災害発生状況では死傷者数(休業4日以上)が増加し、平成14年度以降で最多となりました。これには、労働人口の高齢化が一因となっているようです。事故を起こさないためにできることはないか今一度、見直してみましよう！

仕事中に業務が原因でケガをしてしまった



業務災害

通勤(退勤)中の通勤ルート(※)でケガをしてしまった



通勤災害

※日用品の購入その他これに準ずる行為の場合はルートの逸脱が認められます。



これも労災！？と迷ったら当事務所にご相談ください。



お気軽にお問合わせください！

社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所

〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101

TEL 04-7160-3235

<https://www.office-yama.jp>

info@office-yama.jp

